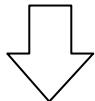


# 知的財産権をめぐる国際的動向について

平成 13 年 12 月 3 日  
特許庁

## 1. 國際的な特許取得システム構築に向けた取組

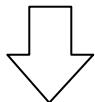
グローバル化する経済活動に伴い、国境を越えて出願される特許出願が急増



外国での特許取得にかかる出願人のコスト増大

各国特許庁における業務量（ワーカロード）が増大

特許取得までの期間の長期化、審査の質の低下のおそれ



A) 特許制度実体調和

B) 特許協力条約（PCT）リフォーム

C) 特許庁間のバイ・マルチの協力

## A ) 特許制度実体調和

特許法条約（PLT）で達成された手続面での調和に続き実体面での調和を目指すため、各国の特許付与要件の深い調和を目的とした実体特許法条約（SPLT）の検討をWIPOにおいて開始

（2000年10月より3回のSCP会合開催。検討項目は、新規性、進歩性、産業上利用可能性、記載要件等の特許の可否の決定要件）

各国特許庁間で他庁の審査結果を利用し易くする

## B ) 特許協力条約（PCT）リフォーム

国内移行期限の一一律30ヶ月化（2001年9月のPCT同盟総会で条約規定の修正を可決）

「時間買い」のための無駄な国際予備審査請求を削減する

国際調査と国際予備審査の融合を検討中（2001年11月第1回PCTリフォームWG）

出願書類の「二度読み」の非効率を解消するとともに、国際調査・予備審査の報告書を各指定国の国内審査に利用し易くする

## C ) 特許庁間のバイ・マルチの協力

他庁のサーチ・審査結果の相互利用の推進

各庁間での重複業務の削減する

三極特許庁会合（2001年11月）において、ワークフロー削減に対処するため2つのWGを設置することに合意

## 2. WTO ドーハ閣僚宣言 (TRIPS 関連)

### TRIPS 協定と公衆衛生に関する閣僚宣言（別体）

エイズ等による公衆衛生の危機的状況が、国家緊急事態に相当するものとして、特許権者との事前協議なくして、強制実施権を発動できることを明確化する一方、加盟国の TRIPS 協定に対するコミットメントを強調した

### 協定 27 条 3(b)のレビュー

TRIPS 協定と生物多様性条約 (CBD) との関係、伝統的知識及びフォークロアの保護について、TRIPS 理事会に検討のマンデートが与えられた

### 協定 71 条 1 の実施のレビュー

TRIPS 協定の改正も視野に入れつつ、最近の状況変化の観点から関連規定の適用をレビューすることについて、TRIPS 理事会にマンデートが与えられた (WIPO 著作権条約 (WCT) 等の知的財産権関連条約の取り込み等)

### 地理的表示

ワイン・スピリッツの多国間通報・登録制度の設置について、次回閣僚会合までに新ラウンド交渉の一部として交渉する (SUT: 一括受諾方式の対象)

ワイン・スピリッツ以外の產品に追加的保護を与えるかどうかについて、TRIPS 理事会に検討のマンデートが与えられた

### 3. 模倣品等権利侵害品への取組

#### **エンフォースメントのための人材育成協力**

2001年9月 ASEAN+3 知的財産庁会合

#### **二国間協議での模倣品等権利侵害品への取組強化の要請**

2001年9月 日韓特許庁長官会合 2001年10月 日中特許庁長官会合

#### **模倣品等権利侵害品に対する総合的対策の検討**

2001年10月「産業競争力と知的財産を考える研究会」の設置

### 4. 途上国における権利取得の容易化

#### **我が国特許庁の修正実体審査（MSE）対象庁化**

MSE制度を有するマレイシア及びシンガポールに対し、我が国特許庁をMSE対象庁とし、出願人が我が国の対応特許出願に係る審査結果を提出することによって、原則無審査で特許権を獲得し得るようにするための働きかけを継続中（クロアチアに対しては、2001年6月、我が国特許庁のMSE対象化が実現）

#### **我が国特許庁の審査結果の利用推進**

MSE制度を有しない途上国に対しては、我が国特許庁での審査結果を、最大限、当該途上国での実体審査に活用されるよう働きかけ

#### **インターネットを通じた我が国特許庁の審査関連情報の提供**

途上国の審査官が我が国特許庁の対応する日本出願に係る審査関連情報をインターネットを通じて容易に入手できるシステムを構築する予定